各位

社会福祉法人龍峯会

第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社会福祉法人龍峯会は、平成31年4月4日「第三者調査委員会設置に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、当法人において、所轄庁による特別監査の結果、法人運営において、特定の理事による法人資金の私的流用及び法人資産の私物化等、社会福祉法等に関する重大な違反行為が行われた疑いが強いと判断されました。本件に関し、客観的な調査をするため、第三者調査委員会を設置し、全容解明に取り組んでまいりました。

今般、第三者調査委員会より、令和2年1月16日付で、第三者調査委員会による調査の結果、判明した事実関係及び発生原因の究明及び実効性のある再発防止策の提言をいただきましたのでお知らせいたします。

記

1. 本報告書の内容

本報告書の内容については、「調査報告書」をご覧ください。

2. 当法人の対応について

当法人は本報告書の内容を受けて今後、法人が被った損害に対しての回復については、法人内で検討していきます。更に、法人において、不正の再発防止とガバナンス体制の強化、適切な財務管理を行い、組織内部での自浄作用を強化し、社会福祉法人の果たすべき公益的な役割や法人の使命を表す法人理念の下、質の高い福祉サービスを継続的に提供して参ります。

以上